

し尿収集運搬（汲み取り）料金の評価について

1 現 状

(1) 処理人口及び処理量の推移

生活排水であるし尿は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、し尿処理施設において適正に処理することとされています。

また、生活排水の処理形態別人口のうち、し尿汲み取り人口については、下水道等の普及などにより減少が続いており、平成27年度においては、9,979人で弘前市の計画処理区域内人口177,355人のおよそ5.6%となっています。

それに伴い、し尿の処理量の推移は下表1のとおり、平成27年度は平成18年度に比較し、約56%の減となっています。

表1 し尿処理量の推移

平成18年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
12,693 kl	7,451 kl	7,085 kl	6,937 kl	5,797 kl	5,606 kl

(2) し尿処理体制の現況

し尿処理体制については、市行政区域内を概ね8つの区域に分割して収集し、津軽広域クリーンセンターへ搬入し処理を行っています。

し尿の収集運搬は、許可制により実施しており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく市の許可を受けた5業者が、それぞれ担当する区域について行っています。

許可制とは、利用者と許可業者間で申込みや手数料（汲み取り料金）の支払いを行い、許可業者が汲み取りを行う制度です。

なお、各業者の保有するバキューム車の総台数は12台となっています。

表 2 廃棄物処理法で定める3つの処理体制

区分	直営	委託	許可
実施主体	市町村	市町村	許可業者
収集運搬方法	市町村	委託	許可
収集運搬費用	市町村	委託料	手数料
収集料金	市町村の歳入	市町村の歳入	許可業者の収入

(3) 汲み取り料金の設定

廃棄物処理法第7条第12項の規定により、一般廃棄物処理業者が利用者から徴収する料金は、市町村の手数料条例による制限を受けることになります。

これは、行政が直営（委託を含む。）で行う処理について手数料を定めた場合と、民間業者が取り扱う場合とで、利用者に不公平をきたさないために、条例で定めた料金を最高額とし、この額に相当する額を超える料金を受けてはならないと規定されていることによります。

しかし、当市のし尿の収集は、その全てを許可業者が行っているため、条例で料金を定めることができず、許可業者が料金を決定することになり、当該料金は制限を受けないこととなります。ただし、汲み取り料金は、多分に公的要素を有しており、許可業者がそれぞれ料金を定めた場合、料金に差が出ることで利用者の中に不公平が生じるため、「料金は原価計算方式に基づいて算出した原価に適正な利潤を加えた額等適正かつ合理的なものとするのが望ましい」と法解説されています。

このようなことから、当市の汲み取り料金は、廃棄物減量等推進審議会に諮問し、当該審議会の答申を受けた後、審議結果を踏まえた意見を許可業者に通知し、この意見をもとに、許可業者が決定しています。

(4) 汲み取り料金の推移

当市の汲み取り料金は、平成10年度の改定以降、消費増税、市町村合併等の特殊事情を除き、据え置かれております。

表3 現行の汲み取り料金（内税）

基本料金	1800あたり1,852円
超過料金	100ごとに102.8円

表4 汲み取り料金の遷移 ※1800あたり内税金額

改定年月	弘前地区	岩木地区	相馬地区	備考
昭和30年10月	100円	行政関与なし	行政関与なし	
昭和33年4月	120円			
昭和36年7月	130円			
昭和38年4月	150円			
昭和39年8月	180円			
昭和41年3月	210円			
昭和43年6月	245円			
昭和45年7月	280円			
昭和47年12月	320円			
昭和49年4月	430円			
昭和50年7月	560円			
昭和52年8月	700円			
昭和55年10月	850円			
昭和58年4月		900円(5円/10)	900円(5円/10)	
昭和59年7月	930円			
昭和61年11月	980円			
平成元年5月	1,009円			消費税3%
平成3年2月	1,350円			
平成4年4月		1,260円(7円/10)		
平成7年4月			1,260円(7円/10)	
平成9年4月	1,376円			消費税5%
平成10年5月	1,800円(10円/10)			
平成11年5月		1,620円(9円/10)		
平成24年4月	1,800円(10円/10)			全市統一
平成26年4月	1,852円			消費税8%

2 課題

前述のとおり、現在、当市のし尿収集運搬許可業者は5業者であり、下表2のとおり、業者が保有するバキューム車の総台数は12台になっています。

また、市内のし尿収集世帯数はおよそ3,000世帯になっています。

表5 し尿収集運搬許可業者及び収集の概要（平成29年6月1日現在）

No	業者名	バキューム車台数	収集世帯数	主な収集区域
1	中弘衛生企業組合	2	510	市街地、南部
2	(株)津軽衛生公社	4	1,020	市街地、北部、東部、東目屋地区
3	弘前衛生企業組合	2	600	市街地、北部、西部
4	岩木中央衛生社	1	272	岩木地区、相馬地区
5	(有)岩木浄化センター	3	510	岩木地区

し尿の収集対象世帯数及び収集量は、人口の減少及び下水道の普及などに伴い減少の一途にあります。加えて、世帯人員の減少による1収集箇所あたりの収集量の減少、収集箇所の点在化等により効率的な収集が困難な状況となっています。

これらの要因で許可業者の業務運営が不安定となり、結果として、市民サービスの低下にもつながることが懸念されます。

一方で、建設現場やイベント等において仮設トイレを設置することから、当市のし尿収集量は、今後においても少なからず発生し、なくなることはありません。また、災害に備えて一定の処理ができる体制を維持する必要があります。

以上のようなことから、今後、将来にわたって安定した市民サービスを確保するためにも、許可業者の収入源である汲み取り料金は、下水道等の普及によるし尿収集量の減少という時代の変化に適応したものである必要があります。

3 汲み取り料金の評価

現行の汲み取り料金について、以下の観点で評価を実施しました。

- ① 原価計算
- ② 下水道使用料との比較
- ③ 他自治体との比較

① 原価計算

表6 し尿汲み取り車両1台1ヶ月あたりの総経費

科目	金額	算入経費内訳
人件費	595,652円	給料、賞与、諸手当、社会保険料等
福利厚生費	27,500円	退職積立金、被服費
車両費	274,693円	車両原価償却費、燃料費、車両修繕費等
車両諸経費	14,332円	車両公租公課、保険料
管理経費	91,217円	事務所経費
営業利益	90,305円	
合計	1,093,699円	

表7 180ℓ当たりのし尿収集原価計算

科目	数値	備考
A 1ヶ月经費合計額	1,093,699円	
B 1ヶ月稼働日数	20日	
C 1日の投入回数	2回	
D 車両積載量	2,340ℓ	最大積載量3600ℓに対し65%積載
E 1単位	180ℓ	※参考 1台あたり年間収集量 1,123kℓ
し尿収集原価	≒2,100円	2,103円 (A÷B÷C÷D×E)

※し尿収集原価は消費税相当分を含まない。

② 下水道使用料との比較

当市のし尿等の生活排水は、主に公共下水道や農業集落排水により処理されています。汲み取り料金を検討するにあたって、公共下水道等を利用する世帯と汲み取り世帯との間に著しい負担差が生じないようにすることが求められます。

ただし、下水道処理区域内においては、処理開始の日から3年以内に水洗トイレへ改造しなければならないことになっています。したがって、公共下水道等への切り替え推進のため、「下水道使用料>汲み取り料金」とならないよう配慮が必要です。

表8 下水道使用料との比較

	料金（税込）	備考
下水道使用料	1,320円	基本料金（10 m ³ ）
汲み取り料金（現行）	1,852円	基本料金（180ℓ）

※下水道使用にあたり、接続に係る費用や受益者負担金等が別途必要。

③ 他自治体との比較

当市のし尿料金は、県内では1番高額となっております。これは、早くから当市で水洗化への対応がされてきたことによるものが理由として挙げられます。総人口に占める水洗化人口（下水道、浄化槽、農集排）が、青森県平均86.7%に対し、当市は94.4%と高く推移しております。

ただし、汲み取り人口及びし尿収集量が同規模程度の自治体と比較すると、当市のし尿料金は低額となっております。

また、全国的に水洗化が進みし尿処理量が減少していることから、直近にくみ取り手数料が見直しされた自治体においては、値上げの傾向にあります。

表9 県内、東北地方の同規模（汲み取り人口及び収集量等）自治体の汲み取り料金

	弘前市	青森市	八戸市	むつ市	東松島市	鶴岡市
人口	177,355人	293,528人	236,159人	60,880人	40,181人	131,903人
水洗化率	94.4%	93.1%	84.8%	74.4%	83.8%	94.9%
汲み取り人口	9,979人	20,281人	35,850人	15,573人	6,519人	6,732人
し尿収集量	5,606 k1	16,763 k1	33,689 k1	11,076 k1	3,440 k1	3,280 k1
業者数	5業者	5業者	2業者	5業者	3業者	3業者
汲み取り料金 (税込)	1800あたり 1,852円	1800あたり 1,556円	1800あたり 1,678円	2000あたり 1,888円	2000あたり 3,000円	180あたり 270円
100あたり (税込)	102.8円	86.5円	93.2円	102円	150円	150円

※平成27年度一般廃棄物処理実態調査結果より

※青森市の汲み取り料金は旧浪岡町を除く

表10 直近において汲み取り料金が見直しされた自治体

		米子市	川崎市	茅野市	木津川市	橋本市
人口		149,652人	1,457,364人	56,153人	73,926人	65,205人
汲み取り人口		15,285人	2,744人	343人	3,511人	3,903人
し尿収集量		10,781 k1	7,360 k1	3,282 k1	3,373 k1	7,219 k1
汲み取り 料金	見直し前	180あたり 206円	1800まで 2,000円	1800以下 1,800円	100あたり 110円	1800まで 1,850円
	100あたり	114.4円	111.1円	100円	110円	102.7円
	見直し後	180あたり 219円	1800まで 3,000円	1800以下 2,100円	100あたり 126円	1800まで 2,160円
	100あたり	121.6円	166.6円	116.6円	126円	120円
見直し年月日		H27.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H27.10.1	H29.4.1

(4) 評価結果

①から③について総合的に勘案した結果、適正かつ合理的な汲み取り料金は、下表11のとおりと判断しました。

表 1 1 汲み取りの適正料金（外税）

基本料金	1800あたり2,100円
超過料金	100ごとに116.6円

表 1 2 現行料金との比較

		現行	適正料金	差額	増加率
基本料金	税抜	1,715円	2,100円	385円増	22.5%
	税込	1,852円	2,268円	416円増	
超過料金	税抜	95.2円	116.6円	21.4円増	
	税込	102.8円	125.9円	23.1円増	

このほか、臨時的に発生する仮設トイレの汲み取りについては、1件あたりの収集量が少ないこと、業者の収集計画外の収集となること等から、通常の汲み取り以上に経費が掛かることは明確であるため、別途料金を加算することが妥当であると考えます。加算額については、主な排出者（仮設トイレの設置者）が事業者であり公的要素が乏しいことから、評価しないものとします。ただし、このような汲み取りの依頼は、緊急性が高いことが多いため、排出者が業者を選択できるように、業者は、業界内の担当区域に縛られず、許可の営業区域内において業務を行う必要があると考えます。